

放送法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年総務省令第23号) 概要

(1) 複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用

特定地上基幹放送事業者による基幹放送局提供事業者の中継局の利用（共同利用）の制度化に伴い、認定や免許手続、確認手続の詳細を規定

(2) 複数の放送対象地域における放送番組の同一化

経営基盤強化計画認定制度の特定放送番組同一化実施方針認定制度への再編に伴い、同制度の要件の詳細、申請書の記載事項や様式等を規定

(3) 基幹放送事業者等の業務管理体制の確保

基幹放送事業者等に対する業務管理体制の基準適合維持義務を課すことに伴い、同義務の具体的な基準及び手続の詳細を規定

(4) その他所要の改正

- ① 基幹放送局の免許等申請における外資規制関係事項に係る記載の省略
- ② 基幹放送局に係る外資規制関係事項の変更届出及び定期報告における手続の簡略化
- ③ 各種申請書等への法人番号の記載欄の追加
- ④ その他規定の整備（法改正に伴う用語の使用の整理や規定の明確化等）